

「新型コロナウイルス関連情報」(その20:非常事態宣言の延長(報道))

【ポイント】

- 4月18日(土)16:00現在,東ティモール国内での新型コロナウイルスの新たな感染確定症例に関する情報はありません。(国内の累計感染者数:18人)
- 4月17日(金),一部報道では新型コロナウイルス対応関係閣僚委員会が非常事態宣言の30日延長を決定した旨報じています。

(本文)

- (1)4月18日(土)16:00現在,東ティモール国内での新型コロナウイルスの新たな感染確定症例に関する情報はありません。(国内の累計感染者数:18人)
- (2)4月17日(金),一部報道では新型コロナウイルス対応関係閣僚委員会が,国内で感染者が増加していることに鑑み,感染防止のため,非常事態宣言の30日延長を決定した旨報じています。

本決定は,今後,閣議決定後,国民議会の承認採決を経て,大統領の認証により法制上の手続きを終えた後,施行される予定です。当該延長については,詳細が明らかになり次第お知らせします。

- (3)在留邦人の皆様におかれては,東ティモールでの感染確定症例の推移を注視するとともに,引き続き冷静に対応してください。陽性患者確認数の今後の推移によっては,国内交通手段及び運営の規制が強化厳格化されることも予想されますので,在留邦人の皆様には,事態の推移に気を配られるようお願いします。

また,感染確定者が収容されている隔離施設や健康観察中の臨時収容施設には近づかないようにしてください。

○東ティモール保健省フェイスブック

<https://web.facebook.com/MinisteriodaSaudeTL/>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

○厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

(厚労省のヘルプデスク連絡先)

- ・外国からかける場合: +81-3-3595-2176(日本語, 英語対応可)
- ・対応時間: 日本時間の9:00~21:00(土日含む)

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

【問い合わせ先】

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所: Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話: (国番号 670) 332-3131~2 緊急電話: 7723-1127

ホームページ: <http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール: ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp

(了)